

改正後	現行
<p>第十四 自立生活援助</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(2) サービス管理責任者（基準第 206 条の 14 第 1 項第 2 号）</p>	<p>(7) 準用（基準第 206 条の 12）</p> <p>第 9 条から第 23 条まで、第 29 条、第 33 条から第 41 条まで、第 57 条、第 58 条、第 60 条及び第 66 条の規定は、指定就労定着支援の事業に準用されることから、第三の 3 の（1）から（13）まで、（18）、（22）から（28）まで並びに第四の 3 の（6）、（7）、（9）及び（15）並びに第十の 3 の（1）を参照されたい。</p> <p>第十四 自立生活援助</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 地域生活支援員（基準第 206 条の 14 第 1 項第 1 号）</p> <p>基準第 206 条の 14 第 1 項第 1 号は、指定自立生活援助事業者が、事業所ごとに必ず 1 人以上の地域生活支援員を置くことを定めたものである。</p> <p>指定自立生活援助事業所における地域生活支援員については、常勤換算方法により、必要な員数の配置が求められるものではないが、地域生活支援員としての業務を適切に遂行する観点から、必要な勤務時間が確保されている必要があること。</p> <p>なお、当該地域生活支援員の配置は、利用者の数が 25 人に対して 1 人を標準とするものであり、利用者の数が 25 人又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。</p> <p>(2) サービス管理責任者（基準第 206 条の 14 第 1 項第 2 号）</p>

改正後	現行
<p>指定自立生活援助事業所におけるサービス管理責任者については、常勤換算方法により、必要な員数の配置が求められるものではないが、サービス管理責任者としての業務を適切に遂行する観点から、必要な勤務時間が確保されている必要があること。</p> <p><u>ただし、サービス管理責任者を常勤で配置する場合は、指定療養介護及び指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第四の1の(4)及び第五の1の(4)を参照されたい。</u></p> <p><u>(3) 一般相談支援事業所との兼務についての特例（基準第206条の14第3項及び第4項）</u></p> <p><u>指定自立生活援助事業所と併設する指定地域移行支援事業所又は指定地域定着支援事業所を一体的に運営している場合は、当該事業所に配置された相談支援専門員については、指定自立生活援助事業所のサービス管理責任者の職務と兼務して差し支えない。</u></p> <p><u>(4) サービス管理責任者と地域生活支援員との兼務について（基準第206条の14第6項）</u></p> <p>指定自立生活援助事業所におけるサービス管理責任者については、<u>(2)のただし書きによる場合を除き</u>、当該指定自立生活援助事業所に置かれる地域生活支援員の職務と兼務して差し支えない。</p> <p><u>(5) 他の事業所との兼務について（基準第206条の14第6項）</u></p> <p>指定自立生活援助事業所の従業者は、原則として専従でなければならない。</p>	<p>指定自立生活援助事業所におけるサービス管理責任者については、常勤換算方法により、必要な員数の配置が求められるものではないが、サービス管理責任者としての業務を適切に遂行する観点から、必要な勤務時間が確保されている必要があること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3) サービス管理責任者と地域生活支援員との兼務について（基準第206条の14第4項）</u></p> <p>指定自立生活援助事業所におけるサービス管理責任者については、当該指定自立生活援助事業所に置かれる地域生活支援員の職務と兼務して差し支えない。</p> <p><u>(4) 他の事業所との兼務について（基準第206条の14第4項）</u></p> <p>指定自立生活援助事業所の従業者は、原則として専従でなければならない。</p>

改正後	現行
<p>ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、従業者を他の事業所又は施設等の職務に従事させることができるものとする。この場合においては、指定自立生活援助事業所の従業者として勤務する時間を、兼務を行う他の職務に係る常勤換算に算入することはできないものとする。</p> <p>なお、利用者からの相談等の対応に係る業務を考慮し、指定自立生活援助事業所の従業者が、<u>指定地域移行相談支援事業所</u>、<u>指定地域定着相談支援事業所</u>、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の業務のほか、併設する他の指定障害福祉サービス事業所若しくは指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者の職務と兼務する場合については、サービス提供に支障がない場合として認めるものとする。</p> <p><u>(6) 準用 (第 206 条の 15)</u></p> <p>3 運営に関する基準 (削る)</p>	<p>ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、従業者を他の事業所又は施設等の職務に従事させることができるものとする。この場合においては、指定自立生活援助事業所の従業者として勤務する時間を、兼務を行う他の職務に係る常勤換算に算入することはできないものとする。</p> <p>なお、利用者からの相談等の対応に係る業務を考慮し、指定自立生活援助事業所の従業者が、<u>指定一般相談支援事業所</u>、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の業務のほか、併設する他の指定障害福祉サービス事業所若しくは指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者の職務と兼務する場合については、サービス提供に支障がない場合として認めるものとする。</p> <p><u>(5) 準用 (第 206 条の 15)</u></p> <p>基準第 51 条については、指定自立生活援助に準用されるものであることから、第四の 1 の (7) の①を参照されたい。</p> <p>2 設備に関する基準 (基準第 206 条の 16)</p> <p>指定就労定着支援の場合と同趣旨であるため、第十三の 2 を参照されたい。</p> <p>3 運営に関する基準 <u>(1) 実施主体 (基準第 206 条の 17)</u> <u>指定自立生活援助は、障害者支援施設、共同生活援助を行う住居若し</u></p>

改正後	現行
<p><u>(1) 指定自立生活援助の取扱方針（基準第 206 条の 20 において準用する基準第 57 条）</u></p> <p>① 指定自立生活援助は、漫然かつ画一的に提供されることがないよう、個々の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に応じて適切に提供されなければならないこととしたものである。</p> <p>② 提供された指定自立生活援助については、目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、その改善を図らなければならないものである。</p> <p><u>(2) 定期的な訪問等</u>による支援（基準第 206 条の 18）</p> <p>① 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の提供に当たり、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等に応じた適切かつ効果的な支援が行えるよう、利用者の居宅を</p>	<p><u>くは精神科病院等から退院、退所等して自立した生活を営む者又は居室において単身等であって自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある者に対して、一定の期間の中で自立した地域生活を継続していけるよう、理解力や生活力を補う観点から必要な支援を行うものであることから、当該利用者の状況を知悉する者による支援により、適切かつ効果的な指定自立生活援助が行われるよう、指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者であることを要件としたものである。</u></p> <p><u>(2) 指定自立生活援助の取扱方針（基準第 57 条）</u></p> <p>① 指定自立生活援助は、漫然かつ画一的に提供されることがないよう、個々の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に応じて適切に提供されなければならないこととしたものである。</p> <p>② 提供された指定自立生活援助については、目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、その改善を図らなければならないものである。</p> <p><u>(3) 定期的な訪問による支援（基準第 206 条の 18）</u></p> <p>① 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の提供に当たり、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等に応じた適切かつ効果的な支援が行えるよう、利用者の居宅を</p>

改正後	現行
<p>訪問することにより、当該利用者の状況等の的確な把握に努めなければならないこととしたものである。</p> <p>また、指定自立生活援助は、一定の期間の中で、利用者が自立した地域生活を継続していけるよう目標を設定して集中的に支援するものであることから、自立生活援助計画に基づき、<u>定期的に</u>当該利用者の居宅を訪問し、<u>又はテレビ電話装置等を活用して</u>、必要な支援を行わなければならないこととしたものである。</p> <p><u>(3)</u> 随時の通報による支援等（基準第 206 条の 19）</p>	<p>訪問することにより、当該利用者の状況等の的確な把握に努めなければならないこととしたものである。</p> <p>また、指定自立生活援助は、一定の期間の中で、利用者が自立した地域生活を継続していけるよう目標を設定して集中的に支援するものであることから、自立生活援助計画に基づき、<u>おおむね週 1 回以上</u>、当該利用者の居宅を訪問し、必要な支援を行わなければならないこととしたものである。</p> <p>② 指定自立生活援助事業者は、定期的な居宅への訪問により把握した利用者の状況等をもとに、当該利用者に必要な相談等の支援及び環境調整を行うべき旨を規定したものである。具体的には、利用者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な情報の提供や助言、相談、同行による支援、指定障害福祉サービス事業者等や医療機関、地域住民等との連絡調整を行うものとする。</p> <p>なお、利用者の生活状況を把握し、適切な支援を行うために、定期的な訪問による支援の内容（訪問した時間帯、利用者の状況、対応の内容等）を具体的に記録するものとする。</p> <p><u>(4)</u> 随時の通報による支援等（基準第 206 条の 19）</p> <p>① 基準第 206 条の 19 第 1 項及び第 2 項は、利用者からの相談又は要請があった場合には、速やかに電話による対応又は利用者の居宅への訪問等により状況把握を行った上で、当該利用者に必要な情報の提供や助言、相談、当該利用者の家族や当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡</p>

改正後	現行
<p><u>(4)</u> 準用（基準第 206 条の 20）</p> <p>第十五 共同生活援助</p>	<p>調整を行うなどの必要な措置を適切に講ずべき旨を規定したものである。</p> <p>なお、利用者の心身の状況に応じて、適切な対応を行うために、随時の通報による措置の内容（通報のあった時間、相談又は要請の内容、対応の状況等）を具体的に記録するものとする。</p> <p>② 同条第 3 項は、利用者の状況に応じて、指定自立生活援助事業所が、携帯電話等により直接利用者又はその家族等と常時の連絡体制を確保しなければならないこととしたものである。</p> <p><u>(5)</u> 準用（基準第 206 条の 20）</p> <p>第 9 条から第 23 条まで、第 29 条、第 33 条から第 35 条まで、第 36 条から第 41 条まで、第 57 条、第 58 条、第 60 条、第 66 条、第 206 条の 6、第 206 条の 10 及び第 206 条の 11 の規定は、指定自立生活援助の事業について準用されることから、第三の 3 の（1）から（13）まで、（18）、（22）から（24）まで、（26）から（31）まで、並びに第四の 3 の（7）（（7）の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。）、（9）、（15）並びに第十三の 3 の（1）、（5）、（6）を参照されたい。なお、第 57 条の規定については、3 の（2）を参照されたい。</p> <p>第十五 共同生活援助</p> <p>1 人員に関する基準</p>